

大阪市立桜宮中学校 学校安心ルール

〈基本的な考え方〉

- 学校安心ルールは、学校における集団生活のルールをあらかじめ明示することで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちが、日頃より基本的な約束に示されたことを守ること、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる「より良い社会(学校)」を目指しています。
- 第1～3段階の基本となるものは「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

	授業などの学習時	友だちを含む 周りの子に対して	先生に対して	その他、社会のルールとして	学校などが行う対応		
基本的な 約束ごと	・ルールを守る	・勉強する	・時間を守る	・あいさつをする	・身の回りを美しく保つ	・嘘をつかない	・人に親切にする
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のチャイムを守らない ・自分で静かにできない ・授業に関係ない話をする ・手やペンなどで机などをたたき、音をたてる ・他の生徒にちょっかいをかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・物を勝手にとったり、使ったりする ・言葉やしぐさでからかう、ひやかす ・悪口、かげ口を言う 	<ul style="list-style-type: none"> ・先生によって態度を変えたり、指導に従わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・教室や学校の物を勝手に使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意、説諭 ・状況によって家庭連絡 ・個別指導 ・奉仕活動、学習課題などの、自己を振り返る活動 		
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の邪魔をする ・授業をさぼり校内でたむろする ・注意されているにもかかわらず、雑談・私語を繰り返す 	<ul style="list-style-type: none"> ・無視をしたり仲間はずれにする ・こわがるようなことをしたり、言ったりする ・「ウザい」「キモい」「死ね」など、個人を否定することを言う ・物をかくす 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して反抗する ・正しい言葉使いをしなかったり、言葉やしぐさでからかう、ひやかす ・馬鹿にしたようなことをしたり、「ウザい」「キモい」「死ね」などの暴言を使う ・挑発的な態度をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室や学校の物にいたずらをする、故意に壊す ・携帯、スマホなどの不要物を持ち込む ・カードやゲーム等で賭け事をする ・夜中に家から出歩き徘徊する(「大阪府青少年健全育成条例」による) 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で厳しく注意 ・状況によっては別室での個別指導指導 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の奉仕活動、学習課題 		
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中、故意に妨害をする ・テストの邪魔をする ・カンニングをする ・学校をさぼり校外にたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・嫌がることを無理やりさせる、力づくでさせる ・押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう ・わざと物を壊す、捨てる ・無視をしたり仲間はずれにする(いじめ等、より深刻なもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して激しく反抗する ・おどすようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう 	<ul style="list-style-type: none"> ・万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭連絡 ・一週間程度の別室での個別指導 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導 ・警察へ連絡し、関係機関(警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど)と連携した、学校内での指導 		
<p>第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗、傷害、恐喝など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する</p>							